

議案第98号

長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

児童福祉法の一部改正により創設された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの

長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第18条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第19条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第20条―第23条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第24条・第25条）

第3章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の遵守）

第3条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）

は、最低基準を遵守するとともに、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 市長は、最低基準を欠いた乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を遵守するように勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた乳児等通園支援事業者が、当該勧告に従わない場合は、当該事業者名を公表することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第4条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、

一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の

保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所の構造設備について、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分に配慮しなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者は、長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその役員、従業者等とする者又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者であってはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第5条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第8条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第12条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針に関する事項
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容に関する事項
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容に関する事項
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日に関する事項
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額に関する事項
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法に関する事項
- (9) 非常災害対策に関する事項
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に定める事項のほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第16条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第19条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）

を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第20条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、次のアからクまでの全ての要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第21条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以

上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人としてすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第22条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第24条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号の条例の規定に定めるところによる。

(1) 保育所 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）（保育所に係る部分に限る。）

(2) 認定こども園 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号）

(3) 家庭的保育事業等を行う事業所 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第39号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第25条 第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

本市の住民基本台帳に記録されていない者に係る宛名番号管理機能の利用開始に当たり、個人番号を利用することから、所要の改正を行うもの

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和４年長岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
(定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 特定個人情報 <u>法第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (4) (略) (5) 個人番号利用事務実施者 <u>法第２条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム <u>法第２条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)～(11) (略) 別表第１（第４条関係）	(定義) 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 特定個人情報 <u>法第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (4) (略) (5) 個人番号利用事務実施者 <u>法第２条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム <u>法第２条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)～(11) (略) 別表第１（第４条関係）

[illegible]

別表第2 (第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報
1	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）

			能による住登 外者の宛名の 管理に関する 情報（以下「住 登外者宛名情 報」という。）				
2	市長	身体障害者福 祉法による障 害福祉サービ ス、障害者支 援施設等への 入所等の措置 又は費用の徴 収に関する事 務	(1)～(4) (略) (5) 住登外者宛 名情報	2	市長	身体障害者福 祉法による障 害福祉サービ ス、障害者支 援施設等への 入所等の措置 又は費用の徴 収に関する事 務	(1)～(4) (略) _____
3	市長	精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律（昭和25年 法律第123号） による精神障 害者保健福祉 手帳の交付に 関する事務	(1) 住民票関係 情報 (2) 住登外者宛 名情報	3	市長	精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律（昭和25年 法律第123号） による精神障 害者保健福祉 手帳の交付に 関する事務	_____ 住民票関係 情報 _____
4	市長	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務	(1) 住民票関係 情報 (2) 住登外者宛 名情報	4	市長	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務	_____ 住民票関係 情報 _____
5	市長	生活保護法の 規定に準じて	(1)～(11) (略) (12) 住登外者	5	市長	生活保護法の 規定に準じて	(1)～(11) (略)

	行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	宛名情報		行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	_____
6市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	(1)・(2) (略) (3) 住登外者宛 名情報	6市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	(1)・(2) (略) _____
7市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	(1)～(7) (略) (8) 住登外者宛 名情報	7市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	(1)～(7) (略) _____
8市長	国民年金法により本市が行うこととされている国民年金に関する事務	(1)～(3) (略) (4) 住登外者宛 名情報	8市長	国民年金法により本市が行うこととされている国民年金に関する事務	(1)～(3) (略) _____
9市長	知的障害者福祉法による障	(1)～(6) (略) (7) 住登外者宛	9市長	知的障害者福祉法による障	(1)～(6) (略)

		害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	名情報			害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	_____
10・11 (略)				10・11 (略)			
1	市長	特別児童扶養	(1)～(3) (略)	1	市長	特別児童扶養	(1)～(3) (略)
2		手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	(4) 住登外者宛 名情報	2		手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	_____
1	市長	特別児童扶養	(1)～(3) (略)	1	市長	特別児童扶養	(1)～(3) (略)
3		手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	(4) 住登外者宛 名情報	3		手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	_____
1	市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）	(1) 住民票関係 情報	1	市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）	_____ 住民票関係 情報
4			(2) 住登外者宛 名情報	4			_____

		による特別弔慰金の支給に関する事務				による特別弔慰金の支給に関する事務	
15	市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	(1)～(5) (略) (6) 住登外者宛 名情報	15	市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	(1)～(5) (略) _____
16・17 (略)				16・17 (略)			
18	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は高齢者保健事業の実施に関する事務	(1)～(7) (略) (8) 住登外者宛 名情報	18	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は高齢者保健事業の実施に関する事務	(1)～(7) (略) _____
19	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	(1)～(5) (略) (6) 住登外者宛 名情報	19	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	(1)～(5) (略) _____
20	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	(1)～(6) (略) (7) 住登外者宛 名情報	20	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	(1)～(6) (略) _____

		る事務				る事務	
2	市長	健康増進法	(1)～(7) (略)	2	市長	健康増進法	(1)～(7) (略)
1		(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務	(8) 住登外者宛 名情報	1		(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務	_____
2	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	(1)～(7) (略)	2	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	(1)～(7) (略)
2			(8) 住登外者宛 名情報	2			_____
2	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活事業として、障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給	(1)～(6) (略)	2	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活事業として、障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給	(1)～(6) (略)
3			(7) 住登外者宛 名情報	3			_____

		する事務であ って規則で定 めるもの				する事務であ って規則で定 めるもの	
2 4	市長	長岡市介護保 険条例第17条 第2項の規定 に基づく介護 保険料の低所 得者に対する 特別軽減に関 する事務であ って規則で定 めるもの	(1)～(4) (略) (5) 住登外者宛 名情報	2 4	市長	長岡市介護保 険条例第17条 第2項の規定 に基づく介護 保険料の低所 得者に対する 特別軽減に関 する事務であ って規則で定 めるもの	(1)～(4) (略) _____
2 5	市長	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律に基 づき日常生活 用具の購入に 要する費用を 給付する事務 であって告示 で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) 住登外者宛 名情報	2 5	市長	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律に基 づき日常生活 用具の購入に 要する費用を 給付する事務 であって告示 で定めるもの	(1)～(3) (略) _____
2 6	市長	ひとり親家庭 の医療費を助 成する事務で あって告示で 定めるもの	(1)～(4) (略) (5) 住登外者宛 名情報	2 6	市長	ひとり親家庭 の医療費を助 成する事務で あって告示で 定めるもの	(1)～(4) (略) _____
2 7	市長	長岡市営住宅 条例に基づく 市費単独住宅	(1)～(4) (略) (5) 住登外者宛 名情報	2 7	市長	長岡市営住宅 条例に基づく 市費単独住宅	(1)～(4) (略) _____

		の管理に関する事務であって規則で定めるもの				の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
2 8	市長	介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得で生計が困難である者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの	(1)～(3) (略) (4) 住登外者宛 <u>名情報</u>	2 8	市長	介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得で生計が困難である者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの	(1)～(3) (略) _____
2 9	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 住登外者宛 <u>名情報</u>	2 9	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	(1)・(2) (略) _____
3 0	市長	高齢者又は障害者が居住する住宅をその身体状況に適	(1)～(3) (略) (4) 住登外者宛 <u>名情報</u>	3 0	市長	高齢者又は障害者が居住する住宅をその身体状況に適	(1)～(3) (略) _____

		したものに改造等をする ことに要する経費に対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの				したものに改造等をする ことに要する経費に対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの	
3 1	市長	難聴の児童の補聴器を購入するための経費の一部を支給する事務であって告示で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 住登外者宛 名情報	3 1	市長	難聴の児童の補聴器を購入するための経費の一部を支給する事務であって告示で定めるもの	(1)・(2) (略) _____
3 2	市長	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示区域等に住所を有する者が本市に転入し、介護サービス等を利用した際の利用者負担額の軽減に関する事	(1)・(2) (略) (3) 住登外者宛 名情報	3 2	市長	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示区域等に住所を有する者が本市に転入し、介護サービス等を利用した際の利用者負担額の軽減に関する事	(1)・(2) (略) _____

		務であって告示で定めるもの				務であって告示で定めるもの	
3	市長	重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) 住登外者宛名情報	3	市長	重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの	(1)・(2) (略) _____

別表第3 (第5条関係)				別表第3 (第5条関係)					
	提供される機関	事務	提供する機関	特定個人情報		提供される機関	事務	提供する機関	特定個人情報
1	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	教育委員会	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援又は障害児相談支援に関する情報 (2) 住登外者宛名情報	1	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	教育委員会	_____ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援又は障害児相談支援に関する情報 _____
2	教育委員会	児童福祉法による障害児通所給付費、特例	市長	(1)～(11) (略) (12) 住登外者宛名情報	2	教育委員会	児童福祉法による障害児通所給付費、特例	市長	(1)～(11) (略) _____

		障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務				障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務		
3	教育委員会	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	市長	(1) ～ (4) (略) (5) 住登 外者宛名 情報	3	教育委員会	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務	市長 (1) ～ (4) (略) _____ _____
4	教育委員会	予防接種法（昭和23年法律	市長	(1) ～ (5) (略) (6) 住登	4	教育委員会	予防接種法（昭和23年法律	市長 (1) ～ (5) (略)

		第68号) による予 防接種の 実施、給 付の支給 又は実費 の徴収に 関する事 務		<u>外者宛名 情報</u>		第68号) による予 防接種の 実施、給 付の支給 又は実費 の徴収に 関する事 務		<u>外者宛名 情報</u>	
5	教 育 委 員 会	特別支援 学校への 就学奨励 に関する 法律（昭 和29年法 律 第 144 号）によ る特別支 援学校へ の就学の ため必要 な経費の 支弁に関 する事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住 登 <u>外者宛名 情報</u>	5	教 育 委 員 会	特別支援 学校への 就学奨励 に関する 法律（昭 和29年法 律 第 144 号）によ る特別支 援学校へ の就学の ため必要 な経費の 支弁に関 する事務	市長	(1) ・ (2) (略)
6	教 育 委 員 会	学校保健 安 全 法 （昭和33 年法律第 56号）に よる医療 に要する 費用につ	市長	(1) ～ (3) (略) (4) 住 登 <u>外者宛名 情報</u>	6	教 育 委 員 会	学校保健 安 全 法 （昭和33 年法律第 56号）に よる医療 に要する 費用につ	市長	(1) ～ (3) (略)

		いての援助に関する事務				いての援助に関する事務				
7	教育委員会	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報		7	教育委員会	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	市長	(1) ・ (2) (略)
8	教育委員会	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児	市長	(1) ～ (3) (略) (4) 住登 外者宛名 情報		8	教育委員会	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児	市長	(1) ～ (3) (略)

		童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務（次項に規定するものを除く。）				童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務（次項に規定するものを除く。）		
9	教育委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	9	教育委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長 (1) ・ (2) (略) _____ _____
10	教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保	市長	(1) ～ (3) (略) (4) 住登 外者宛名 情報	10	教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保	市長 (1) ～ (3) (略) _____ _____

		育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務				育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務		
1	選挙管理委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	1	選挙管理委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	(1) ・ (2) (略)
1	監査委員	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	1	監査委員	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	(1) ・ (2) (略)
1	農業委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	1	農業委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	(1) ・ (2) (略)

1 4	水道事業者	児童手当 法による 職員への 児童手当 又は特例 給付の支 給に關す る事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	1 4	水道事業者	児童手当 法による 職員への 児童手当 又は特例 給付の支 給に關す る事務	市長	(1) ・ (2) (略)
1 5	消防長	児童手当 法による 職員への 児童手当 又は特例 給付の支 給に關す る事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	1 5	消防長	児童手当 法による 職員への 児童手当 又は特例 給付の支 給に關す る事務	市長	(1) ・ (2) (略)
1 6	議会	児童手当 法による 職員への 児童手当 又は特例 給付の支 給に關す る事務	市長	(1) ・ (2) (略) (3) 住登 外者宛名 情報	1 6	議会	児童手当 法による 職員への 児童手当 又は特例 給付の支 給に關す る事務	市長	(1) ・ (2) (略)
17・18 (略)					17・18 (略)				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第100号

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例の一部改正について

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市与板地域交流拠点施設の開設に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例の一部を改正する条例

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例（令和３年長岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前														
<u>長岡市地域交流拠点施設条例</u> — （名称及び位置） 第２条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長岡市栃尾地域交流拠点施設</td><td>長岡市中央公園 1 番67号</td></tr> <tr> <td>長岡市与板地域交流拠点施設</td><td>長岡市与板町与板 甲134番地</td></tr> </table> （施設） 第３条 長岡市栃尾地交流拠点施設（以下「<u>栃尾地域交流拠点施設</u>」という。）の施設は、次のとおりとする。 （１）～（１２） （略） 2 長岡市与板地域交流拠点施設（以	名称	位置	長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園 1 番67号	長岡市与板地域交流拠点施設	長岡市与板町与板 甲134番地	<u>長岡市栃尾地域交流拠点施設条例</u> （名称及び位置） 第２条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長岡市栃尾地域交流拠点施設</td><td>長岡市中央公園 1 番67号</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> （施設） 第３条 長岡市栃尾地域交流拠点施設（以下「<u>交流拠点施設</u>」という。）の施設は、次のとおりとする。 （１）～（１２） （略）	名称	位置	長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園 1 番67号				
名称	位置														
長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園 1 番67号														
長岡市与板地域交流拠点施設	長岡市与板町与板 甲134番地														
名称	位置														
長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園 1 番67号														

下「与板地域交流拠点施設」という。)

の施設は、次のとおりとする。

(1) 多目的ホール

(2) 交流スペース

(3) 和室

(4) 調理室

(5) ミーティングルーム

(6) 音楽・活動ルーム

(7) 多目的広場

(8) 屋根付き広場

(9) 駐車場

(_____ 専用使用)

第4条 枋尾地域交流拠点施設のホワイエ、ストリートラウンジ、屋根付き広場若しくは交流広場（以下「ホワイエ等」という。）又は与板地域交流拠点施設の多目的広場、屋根付き広場若しくは駐車場（以下「多目的広場等」という。）は、それぞれその一部を専用して使用することができる。

（行為の制限）

第5条 枋尾地域交流拠点施設及び与板地域交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) （略）

（使用の許可）

第6条 交流拠点施設（ホワイエ等及び多目的広場等を除く。）を使用しようとする者又はホワイエ等若しくは

(ホワイエ等の専用使用)

第4条 _____ホワイエ、ストリートラウンジ、屋根付き広場又は _____交流広場（以下「ホワイエ等」という。） _____

_____は、それぞれその一部を専用して使用することができる。

（行為の制限）

第5条 交流拠点施設 _____

_____においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) （略）

（使用の許可）

第6条 交流拠点施設（ホワイエ等 _____を除く。）を使用しようとする者又はホワイエ等 _____

は多目的広場等のそれぞれその一部を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略) (使用料) 第7条 交流拠点施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>栃尾地域交流拠点施設にあつては別表第1、与板地域交流拠点施設にあつては別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u> 2 (略)	_____のそれぞれその一部を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 (略) (使用料) 第7条 交流拠点施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表_____に定める使用料を納付しなければならない。</u> 2 (略)
--	--

別表の表の前に「長岡市栃尾地域交流拠点施設」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

長岡市与板地域交流拠点施設

施設	単位	使用料	
		一般	営利目的の場合
多目的ホール(1)	1時間当たり	1,500円	4,500円
多目的ホール(2)	1時間当たり	700円	2,100円
交流スペース	1時間当たり	1,700円	5,100円
和室(1)	1時間当たり	200円	600円
和室(2)	1時間当たり	200円	600円
調理室	1時間当たり	700円	2,100円
ミーティングルーム	1時間当たり	500円	1,500円
音楽・活動ルーム	1時間当たり	500円	1,500円
多目的広場	専用面積1平方メートルにつき1日当たり	100円	100円
屋根付き広場	専用面積1平方メートル	100円	100円

	につき 1 日当たり		
駐車場	専用面積 1 平方メートル	100円	100円
	につき 1 日当たり		

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 使用料の算定に当たっては、1 時間に満たない時間は、1 時間として計算する。
- 3 多目的広場等について専用して使用する面積が 1 平方メートル未満であるとき、又はこの面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市地域交流拠点施設条例（以下「新条例」という。）に定める長岡市与板地域交流拠点施設を使用しようとする者は、施行日前であっても、使用の申込みをすることができる。
- 3 前項の申込みに係る使用の許可並びに使用料の納付、減免及び還付並びに使用の許可の取消しについては、新条例第 6 条から第 11 条までの規定の例による。
（長岡市コミュニティセンター条例の一部改正）
- 4 長岡市コミュニティセンター条例（平成 15 年長岡市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）

センターの名称及び位置		センターの名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
長岡市よいたコミュニティセンター	長岡市与板町与板甲134番地	長岡市よいたコミュニティセンター	長岡市与板町与板乙2469番地 1
(略)		(略)	

議案第101号

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

公職選挙法及び公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公費負担額等について、
所要の改正を行うもの

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

長岡市議会議員及び長岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年長岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)
及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下
「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記され
ている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるも
のとする。

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者1人について、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者から	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者1人について、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者から

の請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、市議会議員の選挙にあつては1,200枚、市長の選挙にあつては当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者

の請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、市議会議員の選挙にあつては1,200枚、市長の選挙にあつては当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者

からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じた枚数とする。以下同じ。)が500枚以下である場合 586円88銭に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号、第3号及び第4号において同じ。)

(2) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が500枚を超える場合 30円73銭にその500枚を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額

(3) 市長の選挙において当該選挙におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙

からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じた枚数とする。以下同じ。)が500枚以下である場合 541円31銭に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に23万8,000円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号、第3号及び第4号において同じ。)

(2) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が500枚を超える場合 28円35銭にその500枚を超える数を乗じて得た金額に50万8,655円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額

(3) 市長の選挙において当該選挙におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万8,000円を加えた金額を当該選挙

におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (4) 市長の選挙において当該選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (4) 市長の選挙において当該選挙におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>50万8,655円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年12月31日までの間における改正後の第13条第1項の規定の適用については、同項第1号及び第3号の規定中「31万6,250円」とあるのは「23万8,000円」と、同項第2号及び第4号の規定中「60万9,690円」とあるのは「53万1,440円」とする。
- 3 改正後の第9条、第10条及び第13条の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第102号

長岡市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

長岡市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田 達 伸

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、長岡市職員等の旅費等について、所要の改正を行うもの

長岡市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(長岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員等の旅費に関する条例（平成11年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 <u>(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)</u> を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 _____ _____ _____ _____ を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>家族</u> 職員の配偶者（届出	(4) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と

_____生計を一にする_____もの
をいう。

(5) (略)

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者

をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入

によって生計を維持しているもの
をいう。

(5) (略)

2 この条例において「何々地」とい
う場合には、市町村の存する地域（都
の特別区の存する地域にあつては、
特別区の存する全地域）をいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2~5 (略)

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行に

_____ _____ _____が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる _____金額又は支出を要する金額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。 7 (略) 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。 (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、<u>旅行命令権者</u> _____の発する旅行命令等によって行わなければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	_____について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。<u>以下本条において同じ。）</u>が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合において _____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額 _____の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。 7 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、<u>任命権者又はその委任を受けた者</u>（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)
---	--

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合は、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがないときその他規則で定めるときは、この限りでない。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により、旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合は、規則で定めるときを除き、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項を記載又は記録しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更した旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければな

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合は、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、これを提示するいとまがないときその他規則で定めるときは、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合は、規則で定めるときを除き、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により旅行命令権者が自ら又は本項の申請に基づき変更した旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければな

らない。	らない。
2・3 (略)	2・3 (略)
_____	<u>(旅費の種類)</u>
_____	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、
_____	<u>航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓</u>
_____	<u>料、移転料、着後手当及び扶養親族</u>
_____	<u>移転料とする。</u>
_____	2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路
_____	<u>程に応じ旅客運賃等により支給す</u>
_____	<u>る。</u>
_____	3 船賃は、水路旅行について、路程
_____	<u>に応じ旅客運賃等により支給する。</u>
_____	4 航空賃は、航空旅行について、路
_____	<u>程に応じ旅客運賃により支給する。</u>
_____	5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下
_____	<u>同じ。）旅行について、路程に応じ</u>
_____	<u>実費額又は定額により支給する。</u>
_____	6 日当は、旅行中の日数に応じ、1
_____	<u>日当たりの定額により支給する。</u>
_____	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、
_____	<u>1夜当たりの定額により支給する。</u>
_____	8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行
_____	<u>中の夜数に応じ、1夜当たりの定額</u>
_____	<u>により支給する。</u>
_____	9 移転料は、赴任に伴う住所又は居
_____	<u>所の移転について、路程等に応じ定</u>
_____	<u>額により支給する。</u>
_____	10 着後手当は、赴任に伴う住所又は
_____	<u>居所の移転について、定額により支</u>
_____	<u>給する。</u>
_____	11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶

	<u>養親族の移転について、支給する。</u>
<u>(旅費の計算)</u>	<u>(旅費の計算)</u>
第6条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次項に規定する種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な</u><u>通常</u>の経路及び方法により<u>旅行した場合によって</u>計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も<u>経済的な</u><u>通常</u>の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。	第7条 旅費は、<u>最も経済的かつ合理的な通常</u>の経路及び方法により<u>計算</u>する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も<u>経済的かつ合理的な通常</u>の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。
2 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u>	2 <u>前項に規定する経路及び方法は、旅費計算書に記載するものとし、その記載事項及び様式は、規則で定める。</u>
	<u>(旅行日数)</u>
	第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。</u>
	2 <u>第3条第2項各号の規定に該当する場合は、旅費計算上の旅行日数は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数による。</u>
	3 <u>前項の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u>

_____ _____ _____ _____ _____ _____	(定額を異にする場合の適用区分) <u>第9条</u> 1日の旅行において日当又は 宿泊料（扶養親族移転料のうちこれ らの旅費に相当する部分を含む。以 下本条において同じ。）について定 額を異にする事由が生じた場合は、 額の多い方の定額による日当又は宿 泊料を支給する。
(年度の経過等による区分計算) <u>第7条</u> 移動中 _____における年度の経 過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又 は<u>その他の交通費</u>（家族移転費 _____のうちこれらの旅費に相当する部 分を含む。）を区分して計算する必 要がある場合は、その必要が生じた 後の最初の目的地に到着するまでの 分及びそれ以後の分に区分して計算 する。	(年度の経過等による区分計算) <u>第10条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅 行又は陸路旅行中における年度の経 過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又 は車賃_____（扶養親族移転 料のうちこれらの旅費に相当する部 分を含む。）を区分して計算する必 要がある場合は、その必要が生じた 後の最初の目的地に到着するまでの 分及びそれ以後の分に区分して計算 する。
(旅費の請求手続) <u>第8条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含 む。）の支給を受けようとする旅行 者及び概算払に係る旅費の支給を受 けた旅行者でその精算をしようとし るもの並びに<u>旅費に相当する金額の</u> <u>支払を受けようとする旅行役務提供</u> <u>者は、所定の請求書</u>（当該請求書に <u>記載すべき事項を記録した電磁的記</u> <u>録（電子的方式、磁気的方式その他</u> <u>人の知覚によっては認識することが</u> <u>できない方式で作られる記録であっ</u> <u>て、電子計算機による情報処理の用</u>	(旅費の請求手続) <u>第11条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含 む。）の支給を受けようとする旅行 者及び概算払に係る旅費の支給を受 けた旅行者でその精算をしようとし るもの_____ _____は、所定の請求書_____ _____ _____ _____ _____ _____

に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2・3 (略)

4 旅費の支払をする者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は直ちに過払金を返納しなかった場合には、当該旅費の支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 (略)

もって提出することができる。 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、旅費の支払をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。 (鉄道賃) 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式 _____は、規則で定める。 (鉄道賃) 第12条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
---	---

(5) 特別車両料金(市長等に限る。)	
(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。	2 前項に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
	(1) 特別急行列車による旅行で片道100キロメートル以上のもの
	(2) 普通急行列車による旅行で片道30キロメートル以上のもの
	3 第1項に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
	4 第1項に規定する特別車両料金は、市長等が特別車両料金を徴する客車により旅行する場合で、片道300キロメートル以上を乗車するときに限り支給する。
	5 公務上の必要又はやむを得ない事情により市長が特に認めるときは、第2項各号及び前項に定める距離未満であっても、急行料金及び特別車両料金を支給することができる。
(船賃)	(船賃)
第10条 船賃____は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に	第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。

供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。	
(1) 運賃	(1) 運賃の等級が3階級に区分されている船舶による旅行の場合は、下級(市長等が旅行するときにあつては、中級)の運賃
(2) 寝台料金	(2) 運賃の等級が2階級に区分されている船舶による旅行の場合は、下級(市長等が旅行するときにあつては、上級)の運賃
(3) 座席指定料金	(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃
(4) 特別船室料金(市長等に限る。)	
(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。	2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分されている船舶による旅行に係る運賃は、別に定める。
(航空賃)	(航空賃)
第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に	第14条 航空賃の額は、現に支払う旅客運賃による。

供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。	
(1) 運賃	
(2) 座席指定料金	
(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。	
(その他の交通費)	(車賃)
第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、別に定める基準に基づく旅行命令権者の承認を受けて職員が私有車を使用して旅行した場合は、1キロメートルにつき20円を支給する。	第15条 車賃の額は、実費額による。 ただし、別に定める基準に基づく旅行命令権者の承認を受けて職員が私有車を使用して旅行した場合は、1キロメートルにつき20円を支給する。
(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線	

を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃	_____ _____ _____ _____
(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃	_____ _____ _____ _____ _____
(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用	_____ _____ _____ _____ _____
(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用 _____ _____ _____	_____ (日当) 第16条 日当の額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の日当は、支給しない。 (宿泊料) 第17条 宿泊料の額は、別表のとおりとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
(宿泊費) 第13条 宿泊費 _____ は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。	

	(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ、別表に定める額 (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合は、前号に定める額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合は、前号に定める額に相当する額
(着後滞在費)	(着後手当)
第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。	第20条 着後手当の額は、別表に定める日当の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分
(家族移転費)	(扶養親族移転料)
第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額	第21条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に応じ、次に定める額の合算額とする。
(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の	(1) 12歳以上の者については、その移転の際における当該職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2

合計額に相当する額 (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	_____に相当する額 (2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に定める額の2分の1に相当する額 _____ _____ _____ _____ _____ (3) 6歳未満の者については、その移転の際における当該職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人につきその移転の際における当該職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算した額
2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。 _____ _____ _____ _____ _____ (退職者等の旅費) 第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の	2 扶養親族移転料は、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転させる場合に限り、支給する。 (研修等の旅費) 第22条 職員が研修、講習、訓練その他これらに類する目的のために長期間にわたり同一地域に滞在する場合には、規則で定める。 第23条 削除 (退職者等の旅費) 第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する

<u>翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>旅費</u> _____ _____と する。 (1) <u>職員が出張中に退職等になった場合は、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職相当の旅費</u> <u>イ 退職等を知った日の翌日から15日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職相当の旅費</u> (2) <u>職員が赴任中に退職等となった場合は、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
2 <u>前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u>	_____ _____ _____ _____ _____
3 <u>任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u>	_____ _____ _____ _____ _____

(遺族の旅費) <u>第20条</u> 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、<u>出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	(遺族の旅費) <u>第25条</u> 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、<u>次に規定する旅費</u> _____ とする。 (1) <u>職員が出張中に死亡した場合は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職相当の旅費</u> (2) <u>職員が赴任中に死亡した場合は、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職相当の旅費</u> <u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に定める順序により、同順位者がある場合は、年長者を先にする。</u>
(外国旅行の旅費) <u>第21条</u> (略) <u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第22条</u> 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着</u>	(外国旅行の旅費) <u>第26条</u> (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける_____場合その他旅行_____における特別の事情により、又は旅行_____の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 （略）

（旅費の返納）

第24条 旅費の支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づ

（旅費の調整）

第27条 旅行命令権者は、旅行者が公用の自動車等若しくは宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 （略）

<u>く規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支払をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u>	
3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。 (委任)	
第25条 (略)	第28条 (略)

別表を削る。

(長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年長岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(費用弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、長岡市職員等の旅費に関する条例（平成11年長岡市条例第4号）に定める市長等 _____の旅費相当額とする。_____	(費用弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、長岡市職員等の旅費に関する条例（平成11年長岡市条例第4号）に定める副市長（日当については、市長）の旅費相当額とする。ただし、

_____	議長については、市長相当額とする。
3～5 (略)	3～5 (略)

(長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年長岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条、第4条、第6条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会 委員	月額 97,500円	長岡市職員等の旅費に関する条例(平成11年長岡市条例第4号)に定める市長等の旅費相当額
監査委員 識見 議会選出	月額 99,000円 〃 59,000円	〃
選挙管理委員会 委員長 委員	月額 48,000円 〃 36,000円	〃
公平委員会 委員長 委員	日額 12,800円 〃 11,900円	〃
固定資産評価審査委員会委員	日額 10,500円	〃
農業委員会 会長 会長職務代理者	月額56,000円に、月額25,000円以内で市長が別に定める額を加算した額 月額35,000円に、月額25,000円以内で市長が別に定める額を加算	〃

委員	した額 月額26,000円に、月額25,000円以内で市長が別に定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額23,000円に、月額25,000円以内で市長が別に定める額を加算した額	
投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者 開票管理者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額	〃
選挙長		〃
投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人		〃
開票立会人		〃
選挙立会人		〃
附属機関の構成員	他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、日額9,100円の範囲内において任命権者が定める額	〃
臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者	他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、日額の場合は9,100円、月額の場合は268,000円、年額の場合は212,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額	長岡市職員等の旅費に関する条例における区分のうち任命権者が定める区分の旅費相当額
前各項に掲げる者以外の特別職の職員	他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、予算の範囲内で任命権者が定める額	〃

（長岡市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第4条 長岡市証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（実費弁償の額） 第3条 市外に住所又は居所を有する者が出頭し、又は参加したときは、前条の額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費及び宿泊費</u>を支給する。 2 （略）	（実費弁償の額） 第3条 市外に住所又は居所を有する者が出頭し、又は参加したときは、前条の額のほか、これに要した鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃及び宿泊料</u> _____ を支給する。 2 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長岡市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の長岡市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

の改正に伴う経過措置、第3条の規定による長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴う旅費に係る経過措置及び第4条の規定による長岡市証人等の実費弁償に関する条例の改正に伴う経過措置については、前項の規定の例による。

- 4 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

議案第103号

長岡市立幼稚園条例の廃止について

長岡市立幼稚園条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和8年3月末で長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、条例を廃止するもの

長岡市立幼稚園条例を廃止する条例

長岡市立幼稚園条例（平成17年長岡市条例第234号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正）

- 2 長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後		改正前	
（管轄）		（管轄）	
第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。		第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。	
共同調理場の区分	管轄する学校	共同調理場の区分	管轄する学校
（略）		（略）	
長岡市与板学校給食共同調理場	長岡市立与板小学校 長岡市立与板中学校	長岡市与板学校給食共同調理場	長岡市立与板幼稚園 長岡市立与板小学校 長岡市立与板中学校
（略）		（略）	

議案第104号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和8年3月末で長岡市立十日町保育園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市立十日町	長岡市十日町1778番
		保育園	地
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第105号

長岡市印鑑条例の一部改正について

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

印鑑登録システムを国の示す「標準仕様書」に準じた「標準準拠システム」に移行することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例

長岡市印鑑条例（昭和50年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（登録） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が次に掲げる要件を備え、自ら印鑑を持参して申請することにより、当該登録申請者が本人であること、及び当該登録申請が本人の意思に基づくものであることが認められたときは、登録することができる。 （1）・（2） （略） <u>（3） 市長が別に定める方法により 本人と確認できるものを提示した とき。</u> 3 （略） （登録事項） 第6条 市長は、前2条の規定により、登録することとした印鑑の印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票として登録する	（登録） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が次に掲げる要件を備え、自ら印鑑を持参して申請することにより、当該登録申請者が本人であること、及び当該登録申請が本人の意思に基づくものであることが認められたときは、登録することができる。 （1）・（2） （略） _____ _____ _____ 3 （略） （登録事項） 第6条 市長は、前2条の規定により、登録することとした印鑑の印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するもの

議案第106号

長岡市営住宅条例の一部改正について

長岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

西蔵王団地木造平家建住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市営住宅条例の一部を改正する条例

長岡市営住宅条例（平成 9 年長岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後			改正前		
別表第 1（第 3 条関係） 公営住宅			別表第 1（第 3 条関係） 公営住宅		
名称	戸 数	位置	名称	戸 数	位置
	戸			戸	
			西藏王団地木造平	1	長岡市西藏王 1
			家建住宅		丁目 3 番32号
上除団地中層耐火	60	長岡市上除町甲	上除団地中層耐火	60	〃 上除町甲
3 階建住宅		3581番地	3 階建住宅		3581番地
(略)	(略)		(略)	(略)	
	略)			略)	

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

議案第107号

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

育児部分休業の取得形態の多様化に伴い、給与の減額規定について、所要の改正を行うもの

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（給与の減額） 第4条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々	（給与の減額） 第4条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々

が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年長岡市条例第34号）第2条第2項に規定する年齢に達した日以降の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（長岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年長岡市条例第34号）第2条第2項に規定する年齢に達した日以降の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（長岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

議案第108号

長岡市水道条例の一部改正について

長岡市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の通知を踏まえ、災害その他非常時の場合に、他の水道事業管理者が指定した者等による給水装置工事を可能とするため、所要の改正を行うもの

長岡市水道条例の一部を改正する条例

長岡市水道条例（平成10年長岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（工事の施行） 第10条 給水装置工事の施行は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）がこれをしなければならない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に定める給水装置の軽微な変更である場合及び災害その他非常の場合において、<u>他の水道事業管理者又は他の水道事業管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは</u>、この限りでない。	（工事の施行） 第10条 給水装置工事の施行は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）がこれをしなければならない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に定める給水装置の軽微な変更である場合 _____ _____ _____ _____は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第109号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員 (m)	摘 要
	終 点		延長 (m)	
寺泊635号線	寺泊大町9353番223地先		8.7～24.0	図 1 ア～イ
	寺泊磯町7411番 6 地先		1,400.0	

変 更 調 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	宮内655号線	今井三丁目144番地先		3.0～16.2	図 2 ア～イ
		水梨町字屋敷附135番地先		1,259.3	
新	宮内655号線	今井三丁目105番地先		6.0～8.9	図 2 ウ～イ (307.0m廃止)
		水梨町字屋敷附135番地先		952.3	

廃 止 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員 (m)	摘 要
	終 点		延長 (m)	
寺泊67号線	寺泊大町9353番108地先		1.8～1.9	図 3 ア～イ
	寺泊大町7729番 1 地先		78.2	

議案第110号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
栃尾支所庁舎 解体工事	栃尾支所庁舎解体 鉄筋コンクリート造り地上 4階建て（5,659.65㎡） その他附属建物等	変更前 431,750,000円 変更後 438,825,200円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石組・川上建業 ・小川興業栃尾支 所庁舎解体特定共 同企業体

議案第111号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道西幹線 84号線)	道路新設 函渠工 (39m)	変更前 331,216,446円 変更後 384,268,500円	長岡市千秋2丁目 2788番地1 越後交通工業・白 井組・樹土木6活 建第1号道路新設 特定共同企業体

議案第112号

公立大学法人長岡造形大学第3期中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、公立大学法人長岡造形大学第3期中期目標を次のように定める。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

公立大学法人長岡造形大学第3期中期目標

前文

長岡造形大学はこれまで、建学の理念を基底に時代が求めるデザイン教育により、地域の高等教育機関としての価値を高めてきた。

しかし、急速な人口減少や少子化、若者の都市部への流出に加え、2050年には、大学進学者数は現在の7割となることが予測されるなか、地方大学は非常に厳しい局面に立たされている。また、社会経済のグローバル化や多様化、AIをはじめとする専門人材への需要の高まりなど、社会・産業の大転換が起きており、特に地方大学においては、存続のための意欲的な教育・経営改革が喫緊の課題である。

長岡市は、市内4大学1高専と産業界とで進める「N a D e C構想」を長岡造形大学が牽引し、その知見や人材を活かして本市のイノベーション政策の中核を担うことを期待する。

そして、これまで以上に選ばれる大学となり、将来にわたり安定的な大学経営に努め、本市の地方創生や産業振興などにおける新たな価値創造の拠点となる大学として成長していくために、次のとおり中期目標を定める。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(中期目標の期間)

令和8年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(教育研究上の基本組織)

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部	造形学部
大学院研究科	造形研究科
研究機関	地域協創センター

第1 教育研究、社会連携に関する目標

1 教育及び研究に関する目標

「造形・表現」、「問題発見・解決プロセス」としてのデザイン力を基盤に地域社会の持続的発展に資する新しい価値を創造し、広く世界で活躍することができる人材を養成する。

特に、生成AIの進化をはじめ著しく変化し多様化する社会状況を踏まえ、様々な問題の解決を目指す教育の取組を展開し、併せて、デザインの質向上

と可能性の拡大を幅広く探求するとともに、時代や社会の要請に応える実用的かつ実践的な研究に取り組む。

変化する社会ニーズに応じた教育研究活動の実現に向け、次世代テクノロジー等を活用したカリキュラムの編成や、魅力的な教員の配置など教育体制のあり方についてさらなる検討を進める。

2 社会連携に関する目標

産学官金をはじめとする地域社会を牽引し、国内外の様々な課題の解決や新たな価値の創造を目指す、デザインの役割を生かした研究や地域・産業界を活性化する取組などの教育研究活動を推進する。

併せて、学生へのキャリア形成支援において卒業後の長岡への定住を促すことで、地域社会の発展及び産業振興の中核的役割を果たす。

市民には、生涯にわたる学習機会を提供し、地域の文化活動の振興に貢献する。

3 学生への支援に関する目標

多様性、包摂性を尊重し、学生が安心して能力を発揮できるよう、様々なニーズや個人の実情を把握して適切に対応するとともに、意欲に応じて活動の幅を広げられるような環境の整備や支援の充実を図る。また、大学の様々な取組を積極的に情報発信することで、在学生及び受験生、保護者等の大学への理解が深まるよう努める。

さらに、将来の社会や産業を支える一員であることの自覚を持ち、変化する時代に適応していくための能力を身に着けるとともに、社会人、職業人としての素養やアントレプレナーシップを獲得して円滑に職業生活に移行できるよう、組織的な支援を行う。

4 高大接続に関する目標

高等学校等と連携し、受験生に対して長岡造形大学の魅力を発信するとともに、入学後の様々な修学支援に関する情報や専門的な学術研究に触れる機会等を提供する。

特に、長岡市をはじめ、長岡地域定住自立圏在住及び同圏内高校出身の入学者増に向けた取組を推進する。

第2 業務運営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

長岡市が現在策定を進めている新たな行財政運営プラン（令和8年度～12年度）において、「時代の変化に適応した持続可能な行政運営」及び「市政運

営の基盤となる健全財政の確保」に取り組むなか、長岡造形大学も公立大学法人制度の特性を生かした自律的、弾力的、効率的な大学運営を行う。

さらに、事務職員の能力向上を図るとともに、事務の効率化及び合理化に取り組む。

2 財務内容の改善に関する目標

将来を見据えた経営的視点を持ち、市内、県内のみならず全国、世界の多様な人材から選ばれる大学となり、学生納付金の見直しや外部資金による研究費獲得をはじめとした自主財源の多様化の推進や安定的な確保により、内部留保資金等に依存せず、単年度収支の均衡を保ち、持続可能で自立した大学経営に向けこれまで以上に努力する。

3 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標

教育研究及び業務運営の改善に資するため、自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者機関による外部評価を受け、結果を公表する。

また、市民やステークホルダー等から広く大学への理解と支持を得るため、教育研究活動及び社会連携活動の成果等について、わかりやすい情報公開に努める。

4 その他業務運営に関する目標

公立大学法人の社会的責任として、法令遵守の徹底や環境配慮の実践等に取り組む。

また、教育研究環境及び業務環境における安全衛生の向上に努めるとともに、様々なリスクを想定して体制確保に努め、危機管理に取り組む。

議案第113号

決算の認定について

令和6年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算を市議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第114号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和6年度長岡市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和6年度下水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第115号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和6年度長岡市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和6年度水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第116号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和6年度長岡市簡易水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和6年度簡易水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第117号

決算の認定について

令和6年度長岡市十日町財産区一般会計決算を市議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第19号

長岡地域土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、長岡地域土地開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第20号

公立大学法人長岡造形大学の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第21号

公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第22号

一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第23号

公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第24号

公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第25号

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第26号

公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第27号

株式会社山古志観光開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社山古志観光開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第28号

一般財団法人長岡花火財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡花火財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第29号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和6年度長岡市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田 達 伸

令和6年度長岡市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	栃尾支所庁舎 移転事業	令和5年度	円 329, 600,000	円	円 247, 200,000	円	円 82, 400,000
			令和6年度	185, 400,000		139, 000,000		46, 400,000
			計	515, 000,000		386, 200,000		128, 800,000
3 民生費	2 児童福祉費	東川口保育園 移転改築事業	令和5年度	158, 100,000		158, 100,000		
			令和6年度	771, 900,000		771, 900,000		
			計	930, 000,000		930, 000,000		
10 教育費	6 社会教育費	中央図書館施設 設備改修事業	令和4年度	25, 800,000		23, 200,000		2, 600,000
			令和5年度	6, 000,000		5, 400,000		600,000
			令和6年度	36, 766,000		33, 000,000		3, 766,000
			計	68, 566,000		61, 600,000		6, 966,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 99, 300,000	円	円 74, 400,000	円	円 24, 900,000	円 230, 300,000	円	円 172, 800,000	円	円 57, 500,000
364, 515,000		273, 200,000	43, 196,000	48, 119,000	△179, 115,000		△134, 200,000	△43, 196,000	△1, 719,000
463, 815,000		347, 600,000	43, 196,000	73, 019,000	51, 185,000		38, 600,000	△43, 196,000	55, 781,000
141, 641,588		141, 600,000		41,588	16, 458,412		16, 500,000		△41,588
674, 612,312		674, 600,000		12,312	97, 287,688		97, 300,000		△12,312
816, 253,900		816, 200,000		53,900	113, 746,100		113, 800,000		△53,900
25, 611,300		23, 000,000		2, 611,300	188,700		200,000		△11,300
6, 000,000		5, 400,000		600,000					
36, 263,100		32, 600,000		3, 663,100	502,900		400,000		102,900
67, 874,400		61, 000,000		6, 874,400	691,600		600,000		91,600

報告第30号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和6年度長岡市下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和6年度長岡市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設費	小国浄化センター 反応タンク 設備更新事業	令和4年度	円 132, 500,000	円 72, 750,000	円 59, 750,000	円	円
			令和5年度	237, 760,000	130, 510,000	107, 250,000		
			令和6年度	121, 740,000	66, 740,000	55, 000,000		
			計	492, 000,000	270, 000,000	222, 000,000		
1 資本的支出	1 建設費	高見中継ポンプ場 設備更新事業	令和5年度	20, 500,000	10, 250,000	10, 250,000		
			令和6年度	104, 500,000	52, 250,000	52, 250,000		
			計	125, 000,000	62, 500,000	62, 500,000		
1 資本的支出	1 建設費	下々条ポンプ場 設備更新事業	令和5年度	15, 500,000	7, 750,000	7, 750,000		
			令和6年度	58, 500,000	29, 250,000	29, 250,000		
			計	74, 000,000	37, 000,000	37, 000,000		
1 資本的支出	1 建設費	浜海第一ポンプ場 設備更新事業	令和5年度	21, 000,000	10, 500,000	10, 500,000		
			令和6年度	106, 000,000	53, 000,000	53, 000,000		
			計	127, 000,000	63, 500,000	63, 500,000		

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
円 132, 500,000	円 72, 750,000	円 59, 700,000	円	円 50,000	円	円	円 50,000	円	円 △50,000
235, 795,000	129, 429,000	106, 300,000		66,000	1, 965,000	1, 081,000	950,000		△66,000
91, 839,400		91, 800,000		39,400	29, 900,600	66, 740,000	△36, 800,000		△39,400
460, 134,400	202, 179,000	257, 800,000		155,400	31, 865,600	67, 821,000	△35, 800,000		△155,400
20, 500,000	10, 250,000	10, 200,000		50,000			50,000		△50,000
18, 847,000	9, 423,000	9, 400,000		24,000	85, 653,000	42, 827,000	42, 850,000		△24,000
39, 347,000	19, 673,000	19, 600,000		74,000	85, 653,000	42, 827,000	42, 900,000		△74,000
10, 500,000	5, 250,000	5, 200,000		50,000	5, 000,000	2, 500,000	2, 550,000		△50,000
28, 913,000	14, 456,000	14, 400,000		57,000	29, 587,000	14, 794,000	14, 850,000		△57,000
39, 413,000	19, 706,000	19, 600,000		107,000	34, 587,000	17, 294,000	17, 400,000		△107,000
21, 000,000	10, 500,000	10, 500,000							
57, 446,500	28, 722,000	28, 700,000		24,500	48, 553,500	24, 278,000	24, 300,000		△24,500
78, 446,500	39, 222,000	39, 200,000		24,500	48, 553,500	24, 278,000	24, 300,000		△24,500

報告第31号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和6年度長岡市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設費	妙見浄水場 1系沈でん池 緩速攪拌機更新事業	令和4年度	円 160, 000,000	円	円 94, 000,000	円	円 66, 000,000
			令和5年度	60, 000,000		36, 000,000		24, 000,000
			令和6年度					
			計	220, 000,000		130, 000,000		90, 000,000
1 資本的支出	1 建設費	東が丘配水池 流入弁更新事業	令和4年度	7, 000,000				7, 000,000
			令和5年度	41, 000,000				41, 000,000
			令和6年度					
			計	48, 000,000				48, 000,000
1 資本的支出	1 建設費	妙見浄水場 2号濃縮槽 機械設備更新事業	令和5年度	179, 000,000		85, 000,000		94, 000,000
			令和6年度	121, 000,000		58, 000,000		63, 000,000
			計	300, 000,000		143, 000,000		157, 000,000
1 資本的支出	1 建設費	不動沢浄水場 電気設備更新事業	令和5年度	30, 000,000				30, 000,000
			令和6年度	30, 000,000				30, 000,000
			計	60, 000,000				60, 000,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
円 198,000	円	円	円	円 198,000	円 159,802,000	円	円 94,000,000	円	円 65,802,000
74, 600,000				74, 600,000	△14, 600,000		36, 000,000		△50, 600,000
112, 703,600				112, 703,600	△112, 703,600				△112, 703,600
187, 501,600				187, 501,600	32, 498,400		130, 000,000		△97, 501,600
5, 335,000				5, 335,000	1, 665,000				1, 665,000
					41, 000,000				41, 000,000
34, 962,840				34, 962,840	△34, 962,840				△34, 962,840
40, 297,840				40, 297,840	7, 702,160				7, 702,160
2, 409,000				2, 409,000	176, 591,000		85, 000,000		91, 591,000
275, 750,200				275, 750,200	△154, 750,200		58, 000,000		△212, 750,200
278, 159,200				278, 159,200	21, 840,800		143, 000,000		△121, 159,200
					30, 000,000				30, 000,000
33, 810,700				33, 810,700	△3, 810,700				△3, 810,700
33, 810,700				33, 810,700	26, 189,300				26, 189,300

報告第32号

令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第33号

令和6年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定に基づき、令和6年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸